

奈良県決定

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との
区分の変更について
【奈良市 七条西町地区】

次の付議案を提出する。

平成24年12月20日

奈良県都市計画審議会会長

都計第82号の6

平成24年12月17日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との
区分の変更について
【奈良市 七条西町地区】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

第6号議案

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更（奈良県決定）

市街化区域と市街化調整区域との区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示の通り」

2. 人口フレーム

	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内人口	1,342千人	1,240千人
市街化区域内人口	1,091千人	1,031千人
配分する人口	1,091千人	1,019千人
保留する人口	—	12千人
（特定保留）	—	1千人
（一般保留）	—	11千人

○計画的な市街地整備の見通しがある区域

1) 市街化区域への編入を保留する地区

表にあげる4地区は市街化調整区域であるが、市街地整備の計画が進められており、今後、計画的な市街地整備の実施が明らかになった時点において、農林漁業等との必要な調整を行ったうえで、随時に市街化区域に編入することができる。

(表) 非可住系の開発を予定している地区

地区名	おおむねの位置	面積(ha)
東九条町	奈良市東九条町	約 14.1
古市町	奈良市古市町	約 3.8
御所北インター②	御所市出屋敷、北十三、南十三	約 13.1
穴 關	河合町穴關	約 10.8

2) その他

今後、計画的な市街地整備の実施が明らかになった時点において、農林漁業等との必要な調整を行ったうえで、保留されたフレームの範囲内において、随時に市街化区域に編入することができる。

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する理由書

平成23年5月10日告示の市街化区域と市街化調整区域との区分の見直しにおいて、特定保留区域（市街地整備の計画が進められており、計画的な市街地整備の実施が明らかになった時点において、農林漁業等との必要な調整を行ったうえで、随時に市街化区域に編入することができる区域）として位置付けられた地区のうち、七条西町地区（面積約18.2ha）について、奈良県が、県立奈良病院を北和地域（奈良・西和医療圏）の高度医療拠点病院として、新たに本地区に移転整備することが確実となり、周辺地区も含め計画的な市街地整備の実施が明らかになったことから、当該地区について市街化区域への編入を行うため。